

個人遺伝情報取扱審査委員会

資生堂ジャパンは、個人遺伝情報を取り扱う事業内容（主に個人遺伝情報の取り扱い）が妥当なものであるかを、多元的な立場から、公正かつ中立的に審査する組織として個人遺伝情報取扱審査委員会を設置しています。以下に本委員会の議事録を記載します。

資生堂ジャパン株式会社 個人遺伝情報取扱審査委員会 第一回 議事録

日時：2023年5月29日 15:00-16:30

場所：資生堂浜松町オフィス 2806 会議室及び Teams 会議

出席委員（順不同、敬称略）

笹間 靖彦 委員長	資生堂ジャパン株式会社 チーフデジタルオフィサー
宇野 晶子 副委員長	北陸電力株式会社 取締役
飯塚 一	皮膚科医師、廣仁会 札幌乾癬研究所 所長、旭川医科大学 名誉教授
加野 理代	田辺総合法律事務所 弁護士
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学 学長

提案者

吉川 拓伸	資生堂インタラクティブビューティー株式会社 オムニエクスペリエンス推進部 企画推進グループ グループマネージャー
-------	--

事務局

草場 健太郎	資生堂インタラクティブビューティー株式会社 オムニエクスペリエンス推進部 テクノロジーコンテンツグループ
--------	---

【議題】

1. 委員会成立の要件
2. 委員長の選任、副委員長の指名
3. 事業計画と個人遺伝情報取扱いの説明
4. 事業計画・指摘事項及び対応状況に関する質疑応答
5. 【審議】個人遺伝情報取扱適切性について
6. 【審議】議事の非公開箇所について

【議事概要】

1. 委員会成立要件の確認

事務局より、「資生堂ジャパン(株) 個人遺伝情報取扱審査委員会 会則」(以下、「本委員会 会則」という。) 本委員会会則第7条「委員の過半数の出席が必要」に対して、委員5名中5名の参加により、成立要件を満たしていることを確認した。

2. 委員長の選任、副委員長の指名

本委員会会則 第4条 第2項の定めに基づき、チーフデジタルオフィサーが候補者を選定し、委員会の承認により笹間氏を本委員会の委員長に任命した。また、第4条 第3項の定めに基づき、委員長より、宇野氏が副委員長として指名され、宇野氏もこれを承諾した。

3. 事業計画と個人遺伝情報取扱いの説明

提案者から、資生堂ジャパン株式会社(以下、「資生堂」という。)のDNA検査サービス「Beauty DNA Program」(以下、「DNA検査サービス」という。)の概要について説明した。

4. 事業計画・指摘事項及び対応状況に関する質疑応答

議題3, 4に関して質疑応答があり、意見交換を行った。

5. 【審議】個人遺伝情報取扱適切性に関する審議

DNA検査サービス「Beauty DNA Program」の事業計画において、個人遺伝情報の適正な取り扱い(取得・保管・活用/提供・破棄)がなされているかについて審議を行った。個人遺伝情報の取り扱いについての基本骨格について、変更および中止についての指摘はなく、本委員会で全委員異議なく、承認された。

6. 【審議】議事の非公開箇所に関する審議

事務局より、本日の議事のうち、人権、当社の研究の独創性若しくは当社の知的財産権の保護、又は当社の競争上の地位の保全に支障が生じるおそれがある事項等は秘匿性が高いため、本委員会会則 第15条 2項に従い非公開としたい旨を委員に諮り、全委員異議なくこれを承諾した。事業審査及び質疑応答等の具体的内容に関しては、上記「5. 非公開措置に関する決定」に従い非公開とする。

以上